

## 質問回答

2015年2月17日

「セルビア国 バルカン地域におけるシリア等難民支援に係る情報収集・確認調査」

(公示日:2015年2月3日/公示番号:151197)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	指示書別紙「6.(2) 緊急的ニーズ支援の案件(パイロットプロジェクト)について」及び別紙「7.(5) 第三次現地作業」	6.(2)にあります「緊急ニーズ支援のためのパイロットプロジェクト」は本調査内の再委託契約として実施し、プロジェクト完了までをコンサルタントが責任を持ち管理するという理解でしょうか。それとも、7.(5)に書かれてありますように、この事業は貴機構バルカン事務所が契約する事業となり、コンサルタントは仕様書作成、調達、モニタリング等の側面支援をするということでしょうか。後者の場合、プロジェクト完了は調査期間内という理解で宜しいでしょうか。	調達する機材に係る免税措置や所有権の関係から、原則 JICA バルカン事務所がパイロットプロジェクトで必要な資機材の調達の契約および免税手続きなどを担当いたします。 その場合、コンサルタントには主に仕様書の作成、現地業者の選定、積算等の調達の側面支援とともに、調達した資機材を用いたパイロットプロジェクトを実施し、相手国関係者への技術的な指導やモニタリングなどを担当いただくことを想定しています。 また、調査期間内でパイロットプロジェクトは完了の予定です。
2	-	現地作業期間中、先方政府機関または貴機構バルカン事務所より執務スペースの提供は可能でしょうか。	現地作業に係る執務スペースにつきましては、コンサルタントにてご用意いただくようお願いいたします。
3	業務指示書 P.5 第7 見積価格及び内訳書  業務指示書 別紙 P.6 第2 プロジェクトの目的・内容に	業務指示書 別紙 P.6 には「パイロットプロジェクトの調達や施工に係る現地業者との契約は、JICA バルカン事務所が行う予定」と記載されていますが、業務指示書 P.5 の第7 においては、パイロットプロジェクトに係る経費を分けて見積もるように	記載が不明瞭で失礼いたしました。質問1への回答をご確認ください。バルカン事務所行う調達・契約については、その経費は本契約に含まれません。 ただし、パイロットプロジェクトの内容をプロポー

	<p>関する事項</p> <p>7. 業務の内容 (5)第三次現地作業</p>	<p>指示があります。</p> <p>貴機構バルカン事務所が調達・契約行為を行う場合、その経費は貴機構バルカン事務所が支出するもので、本件契約には含まれないと理解しますが、その理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ザル上でご提案いただく際には、参考までに想定される費用の概算をご記載ください。</p>
4	<p>別紙 P7</p> <p>7 成果品等、(1) 報告書・技術協力成果品 報告書</p>	<p>ファイナル・レポートは、英文・和文ともにフルレポートでの提出という理解で間違いないでしょうか(和文報告書は「要約」ではないという理解でよろしいでしょうか)。</p>	<p>英文・和文ともにフルレポートで提出願います。</p>
5	<p>6. 実施方針及び留意事項</p> <p>(2) 緊急的ニーズ支援の案件(パイロットプロジェクト)について</p>	<p>パイロットプロジェクトはセルビアおよびマケドニア各国で1件ずつ、それぞれ1千万円以下でとありますが、この「1件ずつ」の考え方について、これは各国で廃棄物管理か保健医療のどちらかの分野に絞って1件ということでしょうか、それとも、各国で廃棄物管理分野および保健医療分野の両方を含めて1件とするのでしょうか。</p>	<p>各国それぞれで、廃棄物管理分野および保健医療分野のどちらか1件に絞って実施いたします。</p>
6	<p>6. 実施方針及び留意事項</p> <p>(2) 緊急的ニーズ支援の案件(パイロットプロジェクト)について</p>	<p>パイロットプロジェクトの現地業者との契約を JICA バルカン事務所が行う予定であれば、本業務の見積に本件実施に係る費用を計上するのは不適切だと思いますが如何でしょうか。業務指示書とおり別見積に計上するのであれば、どの費目に計上すれば宜しいでしょうか。</p>	<p>記載が不明瞭で失礼いたしました。質問 1 および 3 への回答を確認ください。</p>
7	<p>7. 業務の内容</p> <p>(1) 第一次国内作業</p>	<p>ここで挙げられている既存資料を提供して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>提供可能です。</p>

以上